

令和4年度二本松市創業者支援融資資金利子補給補助金

新たに市内で事業を営もうとする方が借り入れる資金の利子に対して、その費用相当額を補助します。

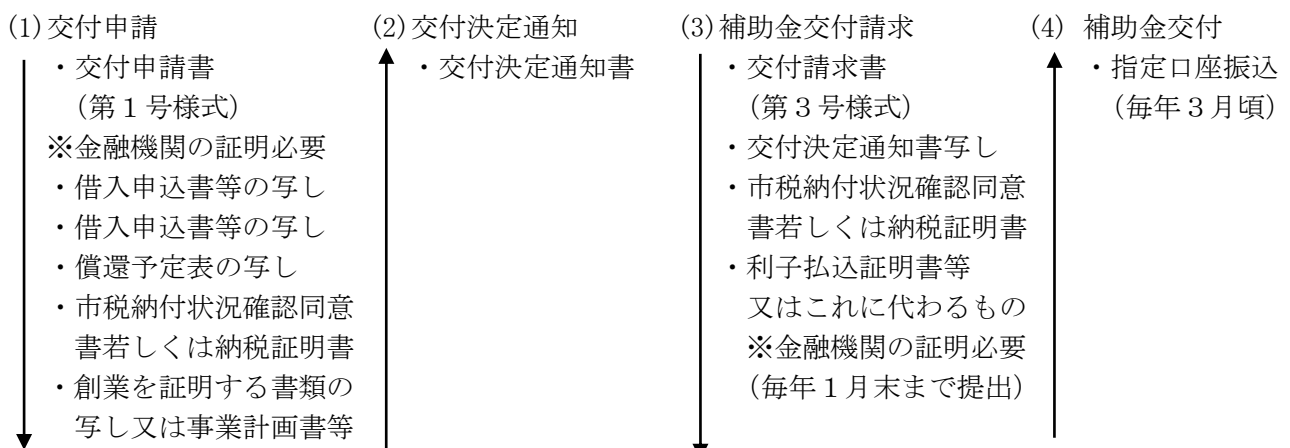
■補助内容

項 目	内 容
補助対象 融資	<ul style="list-style-type: none"> ・福島県起業家支援保証融資 ・株式会社日本政策金融公庫国民生活事業における創業向け融資 ・市内金融機関が実施する上記2つの融資条件に準ずる融資 ※対象融資の上限額は2,000万円です（これを上回る場合も2,000万円とみなします）。 ※ただし、借換資金としての融資は、補助金の対象となりません。
創業者の 定義	市の住民基本台帳に記録されている者（当該年度内に市外から転入する予定の者を含む。）で次に掲げる要件のいずれかに該当するもの又は市内に主たる事業所を有する法人（当該年度内に市内に法人の本店の住所を登記する予定の者を含む。）が対象となります。 <ul style="list-style-type: none"> ・事業を営んでいない個人のうち、年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ・事業を営んでいない個人のうち、新たに会社を設立し、申請年度内に新たに事業を開始する具体的な計画を有する者 ※会社の代表者が別の会社を経営し事業を行っている者は対象外となります。
補助 対象者	<ul style="list-style-type: none"> ・対象融資を受けた後速やかに創業する者、または、創業後1年以内に対象融資を受けている者 ・市税を滞納していないこと。 ・フランチャイズチェーン店その他これに類しないこと。
補助額	対象資金に係る利子のうち、交付期間における各年分の1月1日から同年12月31日までに支払った額 <ul style="list-style-type: none"> ・二本松市商業まちづくり基本構想に定める小売商業施設の誘導を図る地区内の場合には2年間分 ・限度額は、融資額に係る利率の年2.0パーセントの割合で計算した額（1円未満の額は切り捨て） ※延滞利子を除く額
問い合わせ先 ・ 申請先	二本松市役所産業部商工課企業誘致係 住所：〒964-8601 福島県二本松市金色 403-1 TEL：0243-55-5121 FAX：0243-22-8533
創業に 関する 相談先	二本松商工会議所（二本松地域で創業を希望される方） 住所：〒964-8577 福島県二本松市本町 1-60-1 TEL：0243-23-3211 FAX：0243-23-6677 あたら商工会（安達・岩代・東和地域で創業を希望される方） 住所：〒969-1404 福島県二本松市油井字背戸谷地 11-2 TEL：0243-23-5854 FAX：0243-22-4438

■補助金手続きの流れ

申請 手続き	<p>(1) 交付申請【申請者→市】 次の書類を提出してください。 ■利子補給補助金交付申請書（第1号様式） ※金融機関の証明を受けてください。 ■資金の融資に係る金融機関へ提出する借入申込書等の写し ■資金の融資に係る償還予定表の写し ■市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）の原本又は写し ※証明書は税目1件ごとに300円の手数料がかかります。</p> <p>(2) 交付決定通知【市→申請者】</p> <p>(3) 補助金交付請求【申請者→市】 毎年1月末までに「交付請求書」を提出して下さい。 ※請求する額は、前年の1月1日から12月31日までに支払った利子額です。 ■利子補給補助金交付請求書（第3号様式） ■利子補給補助金交付決定通知書の写し ■市税納付状況確認同意書若しくは納税証明書（課税がない者にあつては、課税証明書）の原本又は写し ※証明書は税目1件ごとに300円の手数料がかかります。 ■利子払込証明書又はこれに代わるもの</p> <p>(4) 補助金交付【市→申請者】 毎年3月頃に利子補給補助金を交付します。</p>
-----------	---

申 請 者



二 本 松 市

※交付申請は1回ですが、補助金交付請求は、毎年1月末までに提出して下さい。